

Twitter アカウント運用ポリシー

(目的)

第1条 このポリシーは、中央大学通信教育部学生会横浜支部（以下、「当支部」とします）において Twitter アカウントによるコミュニケーションを行う上で必要となる指針を定めることを目的とします。

(アカウント)

第2条 当支部の Twitter アカウントは、「chuo_yokohama」とします。

2 当支部は、当支部の Twitter アカウントを予告なく廃止することができるものとします。

(運用担当者)

第3条 当支部の Twitter アカウントは、情報企画担当役員の責任の下、情報企画担当役員が指名した複数の役員が運用担当者として管理及び運用を行うものとします。

(発信する情報)

第4条 当支部の Twitter アカウントは、当支部の活動に関する情報、中央大学法学部通信教育課程に関する情報、その他、運用担当者が必要と認めた情報等を発信するものとします。

2 運用担当者は、正確な情報を発信するように努めるものとします。

3 当支部は、当支部の Twitter アカウントが発信する情報の正確性及び完全性を一切保証しないものとし、それに起因するいかなる損失又は損害についても一切責任を負わないものとします。

(受信する情報)

第5条 運用担当者は、当支部の Twitter アカウント宛のリプライ及びダイレクトメッセージについて任意に対応を行うものとします。但し、いかなる場合にも対応の義務は生じないものとします。

(フォロー)

第6条 当支部の Twitter アカウントは、原則として他の Twitter アカウントをフォローしないものとします。但し、次の各号に掲げる Twitter アカウントは、この限りではありません。

- (1). 学校法人中央大学の公式アカウント
- (2). 学校法人中央大学の教職員又はその経験を有する者の個人アカウント
- (3). 当支部の主たる活動地域に所在する公共機関の公式アカウント
- (4). 当支部の支部員、賛助支部員、聴講生、メンター及び講師の個人アカウント
- (5). 以上の各号に類するアカウントであって情報企画担当役員がフォローを認めたもの

2 当支部の Twitter アカウントは、原則として、他の Twitter アカウントからのフォローを拒否しないものとします。但し、情報企画担当役員が必要と認めた場合は、この限りではありません。

【附則】

第1条 このポリシーは、改定の日から適用します。

平成 23 年 5 月 25 日 制定

平成 25 年 1 月 31 日 改定

平成 25 年 4 月 27 日 改定